

安平町議会 様

早来地区在住 吉岡 政昭

「議会報告」(議会懇談会)における吉岡の「質問と意見」(プリント)

I、議会側から、このI年間の議会活動に関する報告資料は、提出される予定なのか？

II、町政報告会と議会報告会の「共通の課題と対応の根本的違い」を問う？

○共通の課題：「少ない参加者」問題。

○対応の根本的違い：

議会側の捉え方：①毎回同じようなことで、②同じ顔ぶれで

③同じ内容の繰り返し。これってどうなのかな。

議員懇談会は必要ないのかなと考えてしまう。

●胆振西部ではもうやっていない。

●ネット社会になって、いろいろな意見が役場、
ていあんくん、議会事務局に届いている。

●町政懇談会は年2回が1回になった。

●あえて議会懇談会を開催する必要があるのか。

町政側の観点・対応：①新たな参加者の掘り起こし。

意見交換の機会の少ない方々との場の創出。

②特に女性の声を聞く機会の創出という観点で。

③各自治会や町内会などに参加案内を行う。

④開催日に都合の合わない場合は、自治会や町内会を含む5名以上の開催要望がある場合は、別途、出前トークを行うとある。

因みに：令和4年2月実施の「議会懇談会」の時は、「自治会・町内会長・農事組合長」宛てに、懇談会への案内が、出されていた。

(メモ)

Ⅲ、多田議長・梅森副議長体制になって以降、議会運営が、議会基本条例の精神（考え方）の基本が相当、無視・形骸化されてきたのではないか？

表題に沿った事例をいくつか挙げておきたい。

事例 1，吉岡が、議会運営委員会の報告(令和4年9月議会) に対して送った質問に対する対応に対する関係議員の発言とその結末。

議員個々人の議会での発言に対する不当な干渉と指摘された点に関しては、議会運営委員会に議員を指導する法律的根拠・権限は存在しないのに、定例会ごとの「反省会」を求め実施された。

梅森議員「議運でこれに対して返答しなければならないことになるのですか？・・・皆で話し合っただけでまとめる必要はないのではないですか？」

工藤隆議員「たださ、受ける（た）と言うことは、回答しなければならないってことでしょ」

高山議員「個人（梅森議員）が答えるという話が出てきたので・・・ウチ（議運）の結論として梅森議員の方から・・・先方さんにお話をすることによって」

梅森議員「・・・要するに私から返事や回答はしないよ」

※組織に対する質問だから、「組織の代表者が代表して答えるべき内容」でした。

事例 2，本件で私が、途中から議会運営委員会から、個人に質問の相手が変わったのは、以下の理由による。

1 回目。2 回目・・・議会運営委員会宛に提出。

3 回目。梅森議員に提出。梅森議員が「吉岡に直接話す」との発言を聞き、本来をの相手ではないが、内容が梅森発言が主だったので、「議運を代表しての説明」と理解して、梅森議員宛に、「公開質問状」を出す。」しかし、後日、回答しないとの態度。

4 回目。木林議会事務局長に「調整」を依頼。

5 回目。議長に「議会運営委員会に」諮問の依頼を行う。

一旦了解したが、後日、拒否。動きを見ていると「諮問」の意味を十分理解していない模様だった。」

やり取りの本質。以上は、議員個々人の議会での発言に対する不当な干渉。議運には、指摘された点での議員を指導する法律的権限はない。定例会ごとの「反省会」は、法律的行為ではない。

IV、「議会基本条例」が求めている「情報公開」の柱。

安平町議会基本条例による「情報公開」と議会、議員の「説明責任」の記述。

(前文)・・・「積極的な情報の公開と町民の思いを・・・」

(第1条)「・・・町政の積極的な情報公開・・・」

(議会の責務)

(第2条1)「・・・透明性・信頼性を堅持し、情報の公開を原則とした・・・」

(第2条6)「町民の意見や要望を積極的に取り上げ、その取り扱いを議会広報等で周知するものとする。」

(議員の責務)

(第4条)議員は、議会が言論の府であることを常に認識するとともに、・・・議員相互の自由闊達な討論を行うものとする。

(町民との連携)

(第5条1)議会は、町民に議会の活動を公開し、十分な説明を行うものとする。

(5条の2)議会は、本会議の他・・・原則公開とし情報の提供に努めるものとする。

(情報の公開)

(第6条)議会は、審議の内容及び議員の対応について、議会広報等を通じ情報の公開をするとともに議会報告会等や町民の要望に応じて、出前説明会(出前トーク)等を開催し、十分な説明を行うものとする。

(討論による合意形成)

(第9条2)議会は・・・等を審議し結論を出す場合・・・その経過及び結果について町民に情報を公開し、その内容説明を行うものとする。

議会基本条例では、「町民からの質問・意見」に対しては、
「十分な説明」(説明責任)が求められている、と言うことです。
ましてや、町民から議会、議員に発せられた疑問や意見に対しては、
(説明を求められた場合はなおさら)、説明責任が求められます。

あり得ないやり取り1。「文書でお答え下さい」との町民の依頼に対して、「何でオレがアンタに答えなければならないのよ」発言。

あり得ないやり取り2。「同じ質問を沢山の人がしたら答えるが、一人からの質問には、答える必要ない。」発言。

あり得ないやり取り3。鳥越議員は、高校卒なのに議員の途中から東京外語専門学校卒に学歴を変更しましたが、物理的に不可能なのです。この件に関する質問は一切答えず、配達証明付きの郵便も受取拒否。公民館などで、直接会ったときでも、『逃げる』のです。堂々と正直に答えるべきです。

因みに、第4条の「議会が言論の府である」とは、「議会は言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場である。」という意味です。

だから、議員が議会で様々な問題に対する意見やから始まります。

1, 論点のすり替えて指摘に答えていない。

(1) 不納欠損額（徴収を諦めた額）

収入未済額（滞納されたままの税金）・不用額（使わずに残された予算）

①せっかく予算を組んだのに、なぜ、使われずに残したのか。

②どうして徴収を諦めたのか。不能欠損を出した個人、企業の今後はどのようなになっているのか。

条例に対する正確な知識。

(1)

本来は